令和８年度　第２回
棚倉町水道委員会
（説明資料）

令和８年１０月２８日（水）　午後６時３０分

棚倉町役場　正庁西側（３Ｆ）

目　次

（１）前回の振り返り　P 1
（２）水道料金の算定方法　P15
（３）水道料金改定の推移と現状　P19
（４）水道料金体系の改定案　P25

（１）前回の振り返り

令和８年度第１回棚倉町水道委員会で説明した上水道事業の概要及び水道料金について、一部抜粋して振り返ります。

また、質問のあった事項についてもお示しします。

○前回の審議会の振り返り

【上水道事業の概要】

昭和４１年度に創設認可を取得し、昭和６０年度までにほぼ町内全域へ水道水給水事業を完了しました。しかし、深井戸からの取水は、年々井戸水位の低下や水質の悪化がみられることから、新たな水源を確保する必要があり、大梅地区のダムから取水する計画をたてたものの工事費がかなり嵩むことと複数の反対意見を受けて断念しました。

そのため、白河市や西白河郡が受水している堀川ダム（白河地方広域市町村圏整備組合）から受水する計画へと変更し、平成１３年度からの第５次拡張事業の変更認可を受け、平成１６年度までに管路や受水池の整備を完了後、平成１７年４月から１日当たり３，０００㎥を受水し、第１水源・第２水源・第６水源の地下水と混合して配水しています。

１）水道料金とは

水道料金は、水道事業者が提供する給水サービスの対価として使用者から徴収するものであり、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

２）独立採算の原則

水道事業運営に要する経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

３）水道料金の設定について

水道料金の設定に当たっては、公正妥当であり、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができ、定率又は定額をもって明確に定められていること。

○前回の審議会の質問事項

問い①　水道料金体系はどのようになっているのか。

問い②　水道料金のボリュームゾーン（※）はどのあたりか。

問い③　他の自治体の料金と、本町の位置はどのあたりか。

※ボリュームゾーンとは、マーケティングや経済用語の一つで水道の場合、最も多く使用している給水帯や料金収入の多い価格帯を指します。

問い①　水道料金体系はどのようになっているのか

（給水料：税込み）

料率 / 用途	基本料金（２ヶ月につき）		超過料金(円)
	基本水量	料金（円）	１㎥当たり
一　般　用	２０㎥まで	３，７４０．０	２４２．０
営　業　用	４０㎥まで	７，４９３．２	２４２．０
浴場営業用	４００㎥まで	４９，６６２．８	１９５．８
臨　時　用	１㎥まで	４５５．４	４５５．４

（メーター使用料：１個２ヶ月につき、税込み、単位：円）

口径別	13 ㎜	20 ㎜	25 ㎜	30 ㎜	40 ㎜	50 ㎜	75 ㎜	100 ㎜
使用料	356.4	690.8	796.4	1,174.8	1,372.8	6,512.0	8,509.6	11,686.4

＜計算例：２ヶ月分＞

ア　一般用、使用水量４５㎥（３人家族）、メーター１３㎜の場合

（基本料金 1,700 円/月×2 月＋メーター162 円/月×2 月＋
超過料金 25 ㎥×220 円/㎥）＝9,224 円＋消費税 922 円
＝10,146 円

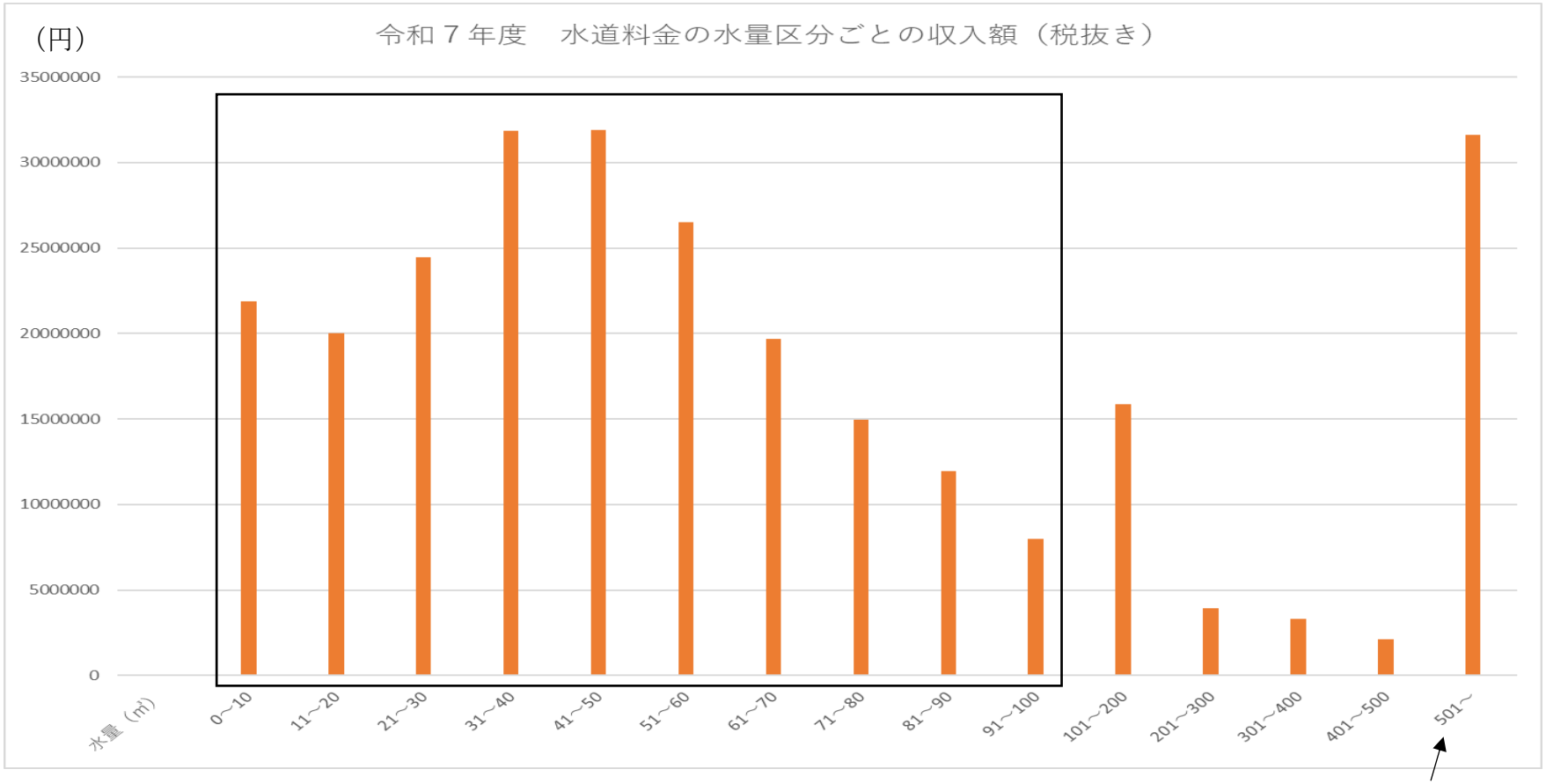
イ　営業用、使用水量４５㎥、メーター１３㎜の場合

（基本料金 3,406 円/月×2 月＋メーター162 円/月×2 月＋
超過料金 5 ㎥×220 円/㎥）＝8,236 円＋消費税 823 円
＝9,059 円

問い②　水道料金のボリュームゾーンはどのあたりか

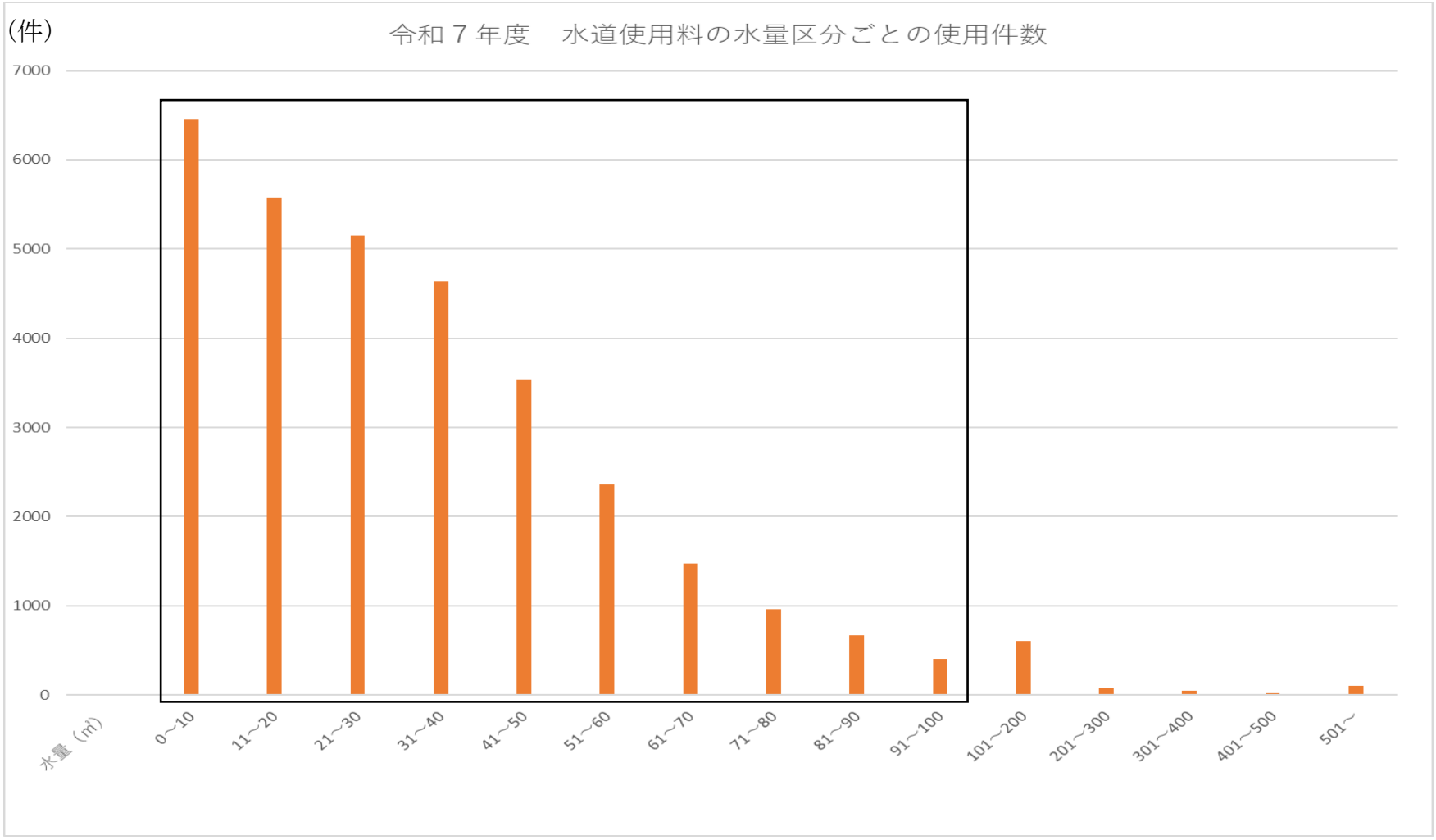
ア　料金収入額ベースの場合

０～１００㎥までの水量区分で、全料金収入額の約８０％となっています。



イ　使用件数ベースの場合

０～１００㎥までの水量区分で、全件数の約９７％となっています。



問い③－１他の自治体の料金と本町の位置はどのあたりか。（税込み）

No.	事業体名	基本水量（㎥）	基本料金（円）	超過料金（円/㎥）	メーター使用料（円）	１０㎥料金（円）	２０㎥料金（円）
1	伊達市	0	1,320	181	0	3,135	4,950
2	猪苗代町	0	1,210	143	0	2,640	4,400
3	桑折町	0	1,408	110	0	2,508	4,818
3	会津美里町	10	2,508	231	0	2,508	4,818
5	会津坂下町	10	2,396	217	0	2,396	4,574
6	田村市	1	1,222	112	0	2,342	4,532
7	小野町	10	2,200	220	110	2,310	4,510
7	矢吹町	0	1,210	110	0	2,310	3,850
9	福島市	0	1,375	92	0	2,299	3,718
10	西会津町	10	2,200	209	88	2,288	4,378
11	川俣町	10	1,375	88	0	2,255	4,125
12	三春町	0	1,155	104	0	2,200	3,850
12	泉崎村	0	1,100	110	0	2,200	3,685
12	南会津町	10	2,200	220	0	2,200	4,400
15	郡山市	0	1,166	102	0	2,189	3,212
16	国見町	10	1,980	253	93	2,073	4,603
17	喜多方市	6	1,760	77	0	2,068	4,268

18	天栄村	10	1,885	203	172	2,057	4,087
19	棚倉町	10	1,870	242	178	2,048	4,468
20	いわき市	0	1,188	83	0	2,013	3,729
21	鏡石町	5	924	198	73	1,987	4,627
22	浪江町	0	1,100	88	0	1,980	3,520
23	石川町	10	1,639	202	222	1,861	3,881
24	玉川村	10	1,650	198	150	1,800	3,780
25	大玉村	10	1,650	165	110	1,760	3,410
26	南相馬市（原町）	5	1,090	85	0	1,666	3,382
27	須賀川市	10	1,575	223	88	1,663	3,896
28	二本松市	0	968	67	0	1,639	2,662
29	会津若松市	10	1,496	215	0	1,496	3,652
30	本宮市	0	990	49	0	1,485	2,640
30	浅川町	10	1,320	209	165	1,485	3,575
32	相馬地方広域水道企業団	5	1,045	83	0	1,463	3,344
33	西郷村	10	1,320	121	110	1,430	2,640
33	塙町	10	1,320	165	110	1,430	3,080
35	双葉地方水道企業団	10	1,268	132	0	1,268	2,588
36	白河市	0	539	68	0	1,221	2,343
36	矢祭町	10	1,100	132	121	1,221	2,541

（福島県「令和６年度福島県の水道」より一部抜粋　１ヶ月１０㎥使用した場合の水道料金の順位）

問い③－２他の自治体の料金と本町の位置はどのあたりか。（税込み）

No.	事業体名	基本水量（㎥）	基本料金（円）	超過料金（円/㎥）	メーター使用料（円）	１０㎥料金（円）	２０㎥料金（円）
1	伊達市	0	1,320	181	0	3,135	4,950
2	桑折町	0	1,408	110	0	2,508	4,818
2	会津美里町	10	2,508	231	0	2,508	4,818
4	鏡石町	5	924	198	73	1,987	4,627
5	国見町	10	1,980	253	93	2,073	4,603
6	会津坂下町	10	2,396	217	0	2,396	4,574
7	田村市	1	1,222	112	0	2,342	4,532
8	小野町	10	2,200	220	110	2,310	4,510
9	棚倉町	10	1,870	242	178	2,048	4,468
10	猪苗代町	0	1,210	143	0	2,640	4,400
10	南会津町	10	2,200	220	0	2,200	4,400
12	西会津町	10	2,200	209	88	2,288	4,378
13	喜多方市	6	1,760	77	0	2,068	4,268
14	川俣町	10	1,375	88	0	2,255	4,125
15	天栄村	10	1,885	203	172	2,057	4,087
16	須賀川市	10	1,575	223	88	1,663	3,896
17	石川町	10	1,639	202	222	1,861	3,881

18	矢吹町	0	1,210	110	0	2,310	3,850
18	三春町	0	1,155	104	0	2,200	3,850
20	玉川村	10	1,650	198	150	1,800	3,780
21	いわき市	0	1,188	83	0	2,013	3,729
22	福島市	0	1,375	92	0	2,299	3,718
23	泉崎村	0	1,100	110	0	2,200	3,685
24	会津若松市	10	1,496	215	0	1,496	3,652
25	浅川町	10	1,320	209	165	1,485	3,575
26	浪江町	0	1,100	88	0	1,980	3,520
27	大玉村	10	1,650	165	110	1,760	3,410
28	南相馬市	5	1,090	85	0	1,666	3,382
29	相馬地方広域水道企業団	5	1,045	83	0	1,463	3,344
30	郡山市	0	1,166	102	0	2,189	3,212
31	塙町	10	1,320	165	110	1,430	3,080
32	二本松市	0	968	67	0	1,639	2,662
33	本宮市	0	990	49	0	1,485	2,640
33	西郷村	10	1,320	121	110	1,430	2,640
35	双葉地方水道企業団	10	1,268	132	0	1,268	2,588
36	矢祭町	10	1,100	132	121	1,221	2,541
37	白河市	0	539	68	0	1,221	2,343

（福島県「令和６年度福島県の水道」より一部抜粋　１ヶ月２０㎥使用した場合の水道料金の順位）

県内自治体の水道料金改定（値上げ）状況

種別	自治体名	改定年月	改定率	備考
下水道	いわき市	R6.4	23%	
	白河市	R7.10	11.20%	
	相馬市	R8.4	10%	
	西郷村	R8.10	13.10%	
	南会津町	R7.7	34.20%	
上下水道	北塩原村	R5.6	70%	
	二本松市	R7.4	7%	
	塙町	R9.1	20%	R8.6議会
	喜多方市	R7.6	下18.7%上21.6%	
上水道	須賀川市	R8.10	29%	
	鏡石町	R7.6	15%(10%)	家庭用(その他)
			5%	超過料
	双葉地方水道企業団	R9.4	平均35%	広野.楢葉.富岡.大熊.双葉
	いわき市	R9.5	平均17%	

（２）水道料金の算定方法

１）水道料金算定期間の設定

水道料金の算定にあたっては、「水道料金算定要領（令和７年２月）」（日本水道協会）において、対象経費を算定する期間は、一般的に３年から５年程度に設定することとしています。そのため、

令和９年度から令和１３年度までの「５年間」

を料金算定期間とします。

棚倉町地域水道ビジョン・経営戦略と料金改定の整合性

年度	Ｒ７	Ｒ８ 現在	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１	Ｒ１２	Ｒ１３	Ｒ１４	Ｒ１５	Ｒ１６	Ｒ１７
水道ビジョン	改定					中間 見直し					改定
料金改定		検討	見直し				検討	見直し			

※地域水道ビジョン：５年ごとの成果の検証、評価のうえ見直すことが必要です。

※水道料金の見直し：地域水道ビジョンをふまえ安定した経営を図るため、５年ごとに料金の見直しを検討します。

①水道料金の算定方法について

水道料金の算定は「総括原価方式」により算出します。
「総括原価方式」とは、事業の維持・運営に必要な費用である「総括原価」を算定し、それに見合った額を水道料金として定める方法です。
「水道料金算定要領」に示された方式です。

総括原価　＝　営業費用　＋　資本費用　＝　料金収入

営業費用とは・・・既存の水道施設を維持管理していくために必要な費用です。
（受水費、委託料、減価償却費などがこれに当たります。）

資本費用とは・・・企業債の償還利息と資産維持費（※）を合計したものです。
（事業維持のため、営業費用に上乗せして料金により回収するもので、事業報酬とも呼ばれます。）

※資産維持費とは、水道施設の建設や改良事業及び企業債の償還元金などに充てられるもので、適正に原価算入しないと、将来の水道施設の更新・耐震化等に必要な財源が内部留保（いわゆる貯金）されず、安定的な会計運営に支障をきたします。

総括原価方式による今後５年間の年度別見込み額（上水＋簡水）　　（単位：千円、税抜き）

項目＼年度		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度	計
営業費用	人件費	44,125	45,007	45,907	46,826	47,762	229,627
	動力費	15,216	15,332	15,442	15,545	15,676	77,211
	修繕費	17,671	18,024	18,385	18,753	19,128	91,961
	委託料	39,091	39,091	39,091	39,091	39,091	195,455
	減価償却費	86,250	92,538	98,825	105,113	111,400	494,126
	その他費用	7,583	8,475	9,382	10,308	11,254	47,002
	受水費	92,922	92,922	92,922	92,922	92,922	464,610
資本費用	支払利息	36,913	44,039	47,204	50,357	53,550	232,063
	資産維持費（対象資産×0.5%）	19,490	19,490	19,490	19,490	19,490	97,450
計		359,261	374,918	386,648	398,405	410,273	1,929,505
給水収益（現行）		265,981	262,753	259,443	256,443	253,443	1,298,063
収入不足額		△ 93,280	△ 112,165	△ 127,205	△ 141,962	△ 156,830	△ 631,442

（棚倉町地域水道ビジョンにおける収支計画より抜粋）

総括原価　　現行料金による給水収益　　収入不足額
1,929,505 千円　－　1,298,063 千円　＝　631,442 千円

収入不足額　　現行料金による給水収益　　５ヶ年平均改定率
631,442 千円　÷　1,298,063 千円　＝　４８．６４％

※経営の観点からすると、現行の約１．５倍に相当する水道料金へ改定する必要があります。

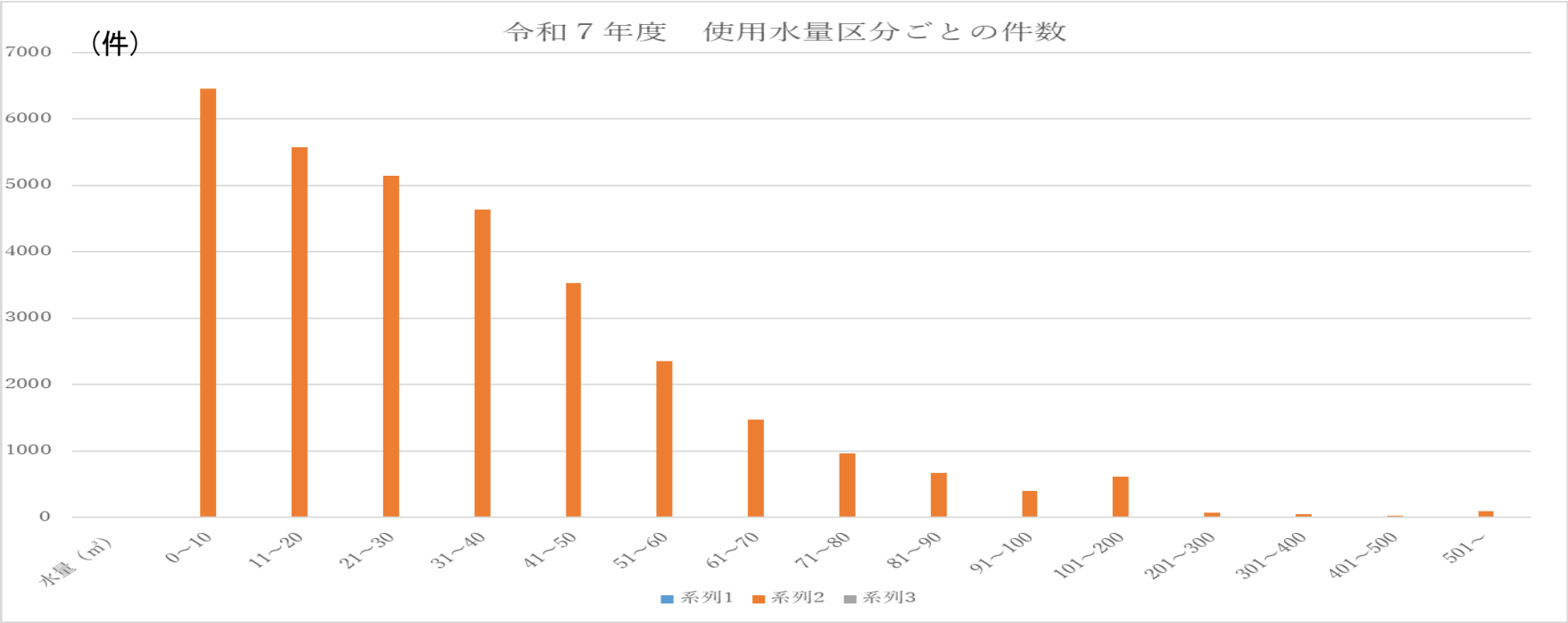
（３）水道料金改定の推移と現状

①水道料金改定の推移

・水道料金は、現在までに７回改定（税制改正除く）した。（赤枠内）
・直近の水道料金は平成２２年度に改定した後、１６年を経過した。

年度	基本水量 ㎥/月	基本料金(円) １ヶ月	超過料金(円) １㎥当たり	メーター(円) 13㎜1個当たり	１０㎥料金 （円）	備考
S42	10	**350**	**30**	**30**	**380**	
S49	10	**500**	**50**	**60**	**560**	
S52	10	**750**	**85**	**90**	**840**	
S56	10	**1,000**	**125**	**110**	**1,110**	
H3	10	1,318（**1,280**）	164（**159**）	144（**140**）	1,462	消費税3％含む
H11	10	1,480（**1,410**）	189（**180**）	162（**154**）	1,643	消費税5％含む
H14	10	1,701（**1,620**）	220（**210**）	162（**154**）	1,863	消費税5％含む
H22	10	1,785（**1,700**）	231（**220**）	170（**162**）	1,955	消費税5％含む
H26	10	1,836（**1,700**）	237.6（**220**）	174.96（**162**）	2,011	消費税8％含む
R1	10	1,870（**1,700**）	242（**220**）	178.2（**162**）	2,048	消費税10％含む

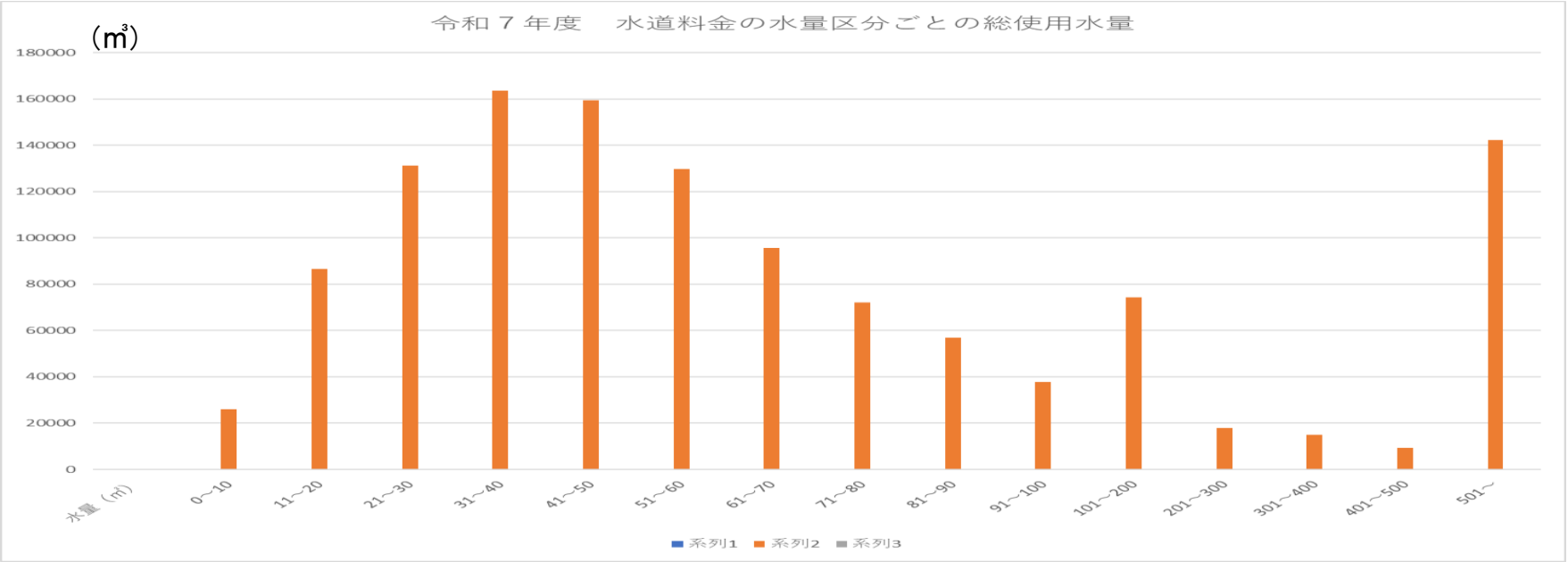
②－１　水道料金収入の現状



区　　分	0～20㎥	21～40㎥	41～100㎥	101㎥以上
使用件数	12,031件	9,788件	9,382件	843件
割　　合	37.5%	30.6%	29.3%	2.6%
	小口利用者	一般家庭等		大口利用者

※契約件数で使用水量を見ると、約９７%の世帯等が１００㎥以内であることがわかる。
特に０～２０㎥の基本水量内で使用している世帯が一番多く、主に単身世帯から２人世帯が比較的多いと思われる。

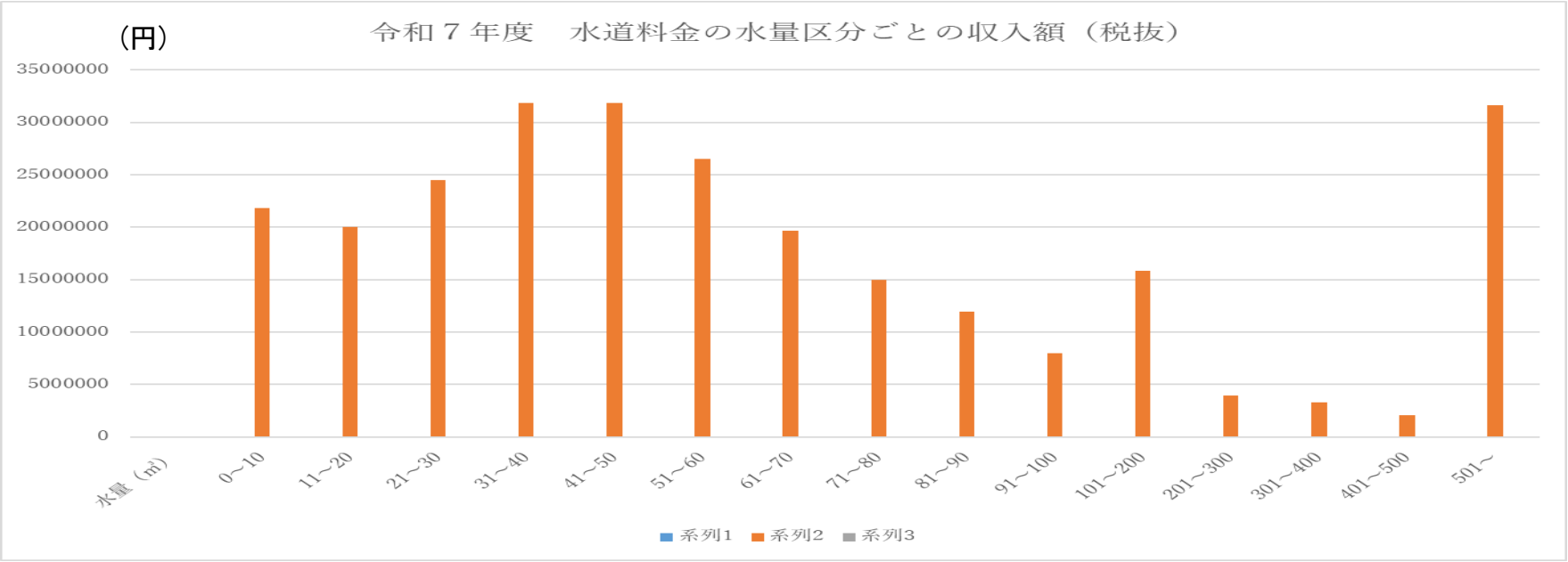
②－２　水道料金収入の現状



区　　分	0～20㎥	21～40㎥	41～100㎥	101㎥以上
総使用水量	112,583㎥	294,866㎥	551,779㎥	258,736㎥
割　　合	9.3%	24.2%	45.3%	21.2%
	小口利用者	一般家庭等		大口利用者

※使用水量を区分ごとに見ると、約８０%の世帯等が１００㎥以内であることがわかる。
契約件数では０～２０㎥が多かったが、総使用水量全体としては２１～６０㎥までが多い。
また、５０１㎥以上は高齢者施設や工場等が主であり、件数は少ないが多量に使用していることがわかる。

②－３　水道料金収入の現状



区　　分	0～20㎥	21～40㎥	41～100㎥	101㎥以上
料　　金	41,896,066円	56,343,464円	113,010,194円	56,800,212円
割　　合	15.6%	21.0%	42.2%	21.2%
	小口利用者	一般家庭等		大口利用者

※水道料金収入から使用水量区分を見ると、約８０%の世帯が１００㎥以内であることがわかる。
４１～１００㎥までの使用水量の多さに比例して超過料金により収入額が増加し、件数は少ないものの特に高齢者施設や工場等で使用水量が突出して多いために、料金収入としては５０１㎥以上の占める割合が大きい。

これらをまとめると、次のようになります。

棚倉町の水道料金収入の傾向

水量区分ごとの使用件数・総使用水量・料金収入の割合

水量区分	割　合		特　徴
０～２０㎥	・使用件数 ・総使用水量 ・料金収入	３７．５％ ９．３％ １５．６％	水量や収入は少ないが、件数は多い。
２１～４０㎥	・使用件数 ・総使用水量 ・料金収入	３０．６％ ２４．２％ ２１．０％	件数は３割で水量、収入ともに、全体の２割程度となる。
４１～１００㎥	・使用件数 ・総使用水量 ・料金収入	２９．３％ ４５．３％ ４２．２％	件数は３割で水量、収入ともに、全体の４割程度となる。 **ボリュームゾーンで**収入の根幹となる。
１０１㎥以上	・使用件数 ・総使用水量 ・料金収入	２．６％ ２１．２％ ２１．２％	件数に対して水量や収入が多く、料金収入に与える影響が大きい。

（４）水道料金体系の改定案

【水道料金改定案の設定方針】

ご検討いただく改定案は、下記の方針で設定します。

検討項目	設定方針
水道料金の水準	県内でも現行の料金体系で上位に位置する。 ➡県内や県南管内市町村の値上げ幅も参考にしながら、値上げの方向で設定。
基本料金（税込み） （現行：3,740 円/2 ヶ月）	使用水量に左右されず、町民一律に負担いただくことで経営の安定化につながる。 ➡増額する方向で設定。
基本水量 （現行：20 ㎥/2 ヶ月まで）	独居生活者など、この水量までの使用者負担を抑える効果があり、最低限の生活用水の確保を図る目的で設定された。 ➡基本水量をなくすと現行の料金体系でもかなりの負担増となるため、現行どおりとする方向で設定。
水量区分ごとの料金設定 （超過料金 21 ㎥～） （現行：242 円/㎥）	超過料金単価を逓増料金体系とすると、使用者間の負担が均等化されるが、収入が使用水量に左右されやすくなる。 ➡現行どおりとする方向で設定。

【設定方針のポイント】

①経営戦略において、現行の料金体系のままで今後も給水人口の減少が続くと、令和９年度より経常収支が赤字となる。

②耐用年数を経過する施設等が今後増加するため、その更新費用などを確保する必要があり、値上げは避けられない。

③水道料金の改定については、県内市町村の改定率なども考慮する。

Ａ　改定率の検討

【改定率の根拠】

〇今後５ヶ年（令和９年度～１３年度）で６３１，４４２千円の収入不足が見込まれます。

受益者負担の原則に則れば、料金収入の引き上げにより不足額の解消を図るべきところではあるものの、現行料金の約１．５倍（改定率 50%）に相当する料金改定が必要となります。（18 頁参照）

仮に１．５倍の料金改定を行った場合、県内自治体と比較した料金（11～12 頁参照）が県内最上位の水準まで引き上がることとなります。

また、近年の県内自治体の水道料金改定（14 頁参照）と比較しても５０%を超える改定は稀であり、町民の経済的負担を考慮すると現実的ではありません。

このため、水道事業の安定経営と、町民の経済的負担の両立を図るという視点から、経常費用と水道料金収入の差額を解消する改定率を算出すると、今後５ヶ年の水道料金収入については、給水人口が毎年２００人程度ずつ減少するのに比例して、毎年３，０００千円程度ずつ５年で１５，０００千円の給水収益が減少すると試算されます。

それを率に表すと、５ヶ年で１１．４％～１５．７％となるため、その平均値である**１３．５％の料金改定（値上げ）**が少なくとも必要となります。

Ｂ　改定率の検討

【改定率の設定の比較】

ケース①：今後５年毎に段階的に見直すよう、改定率を１３．５％とし、基本料金及び超過料金を改定する。

ケース②：今後５年毎に段階的に見直すよう、改定率を１３．５％とし、基本料金のみ改定する。

ケース③：ケース①で、超過料金を逓増（ていぞう）料金制とする。

Ｃ　改定率の検討

ケース①改定率１３．５％（基本料金＋超過料金）

（税込み）

一般用 （２ヶ月）	水量区分 （㎥）	現行 （円）	改定額 （円）	差額 （円）	改定率 （％）
基本料金	２０	３，７４０	４，２４５	５０５	１３．５
超過料金	２１～	２４２	２７５	３３	１３．５

（例）一般用・２ヶ月　　（税込み）

使用量別	現行（円）	改定後（円）	差額（円）
２０㎥	３，７４０	４，２４５	５０５
３０㎥	６，１６０	６，９９５	８３５
４０㎥	８，５８０	９，７４５	１，１６５
５０㎥	１１，０００	１２，４９５	１，４９５
６０㎥	１３，４２０	１５，２４５	１，８２５

ケース②改定率１３．５％（基本料金のみ）

（税込み）

一般用 （２ヶ月）	水量区分 （㎥）	現行 （円）	改定額 （円）	差額 （円）	改定率 （％）
基本料金	２０	３，７４０	４，２４５	５０５	１３．５
超過料金	２１～	２４２	－	－	据え置き

（例）一般用・２ヶ月　　（税込み）

使用量別	現行（円）	改定後（円）	差額（円）
２０㎥	３，７４０	４，２４５	５０５
３０㎥	６，１６０	６，６６５	５０５
４０㎥	８，５８０	９，０８５	５０５
５０㎥	１１，０００	１１，５０５	５０５
６０㎥	１３，４２０	１３，９２５	５０５

ケース③改定率１３．５％（基本料金）＋超過料金（逓増）

（税込み）

一般用 （２ヶ月）	水量区分 （㎥）	現行 （円）	改定額 （円）	差額 （円）	改定率 （％）
基本料金	２０	３，７４０	４，２４５	５０５	１３．５
超過料金	21～100	２４２	－	－	－
〃	101～500	２４２	２７５	３３	１３．５
〃	501～	２４２	２８６	４４	１８．２

（例）一般用・２ヶ月　　（税込み）

使用量別	現行（円）	改定後（円）	差額（円）
２０㎥	３，７４０	４，２４５	５０５
２００㎥	４７，３００	５１，１０５	３，８０５
６００㎥	１４４，１００	１６２，２０５	１８，１０５

◎第３回審議会の予定

開催予定：令和８年１２月中

（１）水道料金改定の取りまとめ〔答申資料準備〕

ご静聴ありがとうございました。